

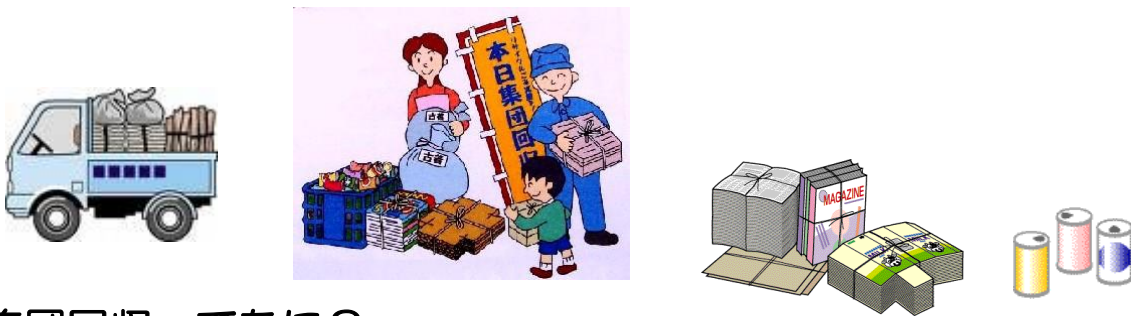
高槻市からのお願い

集団回収をすすめよう！

集団回収にご協力を

高槻市ではリサイクルごみの収集を月2回行っております。又、自治会等で集団回収活動も行われています。「どっちに出せばいいのかな……？」と思われている人もいるでしょう。

お答えしますと、まず、集団回収を行っている地域については、集団回収にご協力をお願いします。そして、集団回収で扱っていないもの（空ビン類など）のみをリサイクルごみの日に出してください。集団回収活動で足りない部分をリサイクルごみの収集がフォローするものとお考えください。



集団回収ってなに？

同じ地区に住む人々が、一定の場所と日時を決め、古紙・カンなどの再資源化物を集めて回収業者に引き渡すことです。個人ではなく、グループで回収業者と契約をし、定期的に回収してもらいます。

（集団回収のメリット）

- ①定期回収なので、家庭での整理がしやすい
- ②再資源化物の売却金を子供会や自治会などの運営費に使える
- ③子どもたちが資源の大切さや環境について実体験できる
- ④地域のコミュニケーションづくりに役立つ



集団回収を行うには？

「集団回収をやりたいんだけど、どうすればいいのかわからなくて。」
と思われている方に、そのはじめ方を簡単に紹介します。

- ①参加者を呼びかける（なるべく子ども会、自治会単位などで）
- ②集積場所を決める
- ③回収業者を選ぶ
- ④回収品目・回収日・回収時間を決める
- ⑤売却金（市奨励金）等の使い道を決める

裏面もご覧ください

高槻市は集団回収をバックアップしています

○集団回収実施団体に奨励金を交付しています。

平成 24 年度から集団回収奨励金制度を改正しました。

以前は 1 t 以上の再生資源回収量が対象でしたが、1 t 未満も回収量に応じて、交付対象になります。また、段階的な奨励金額の設定から回収量に応じた奨励金制度の交付となっています。具体的には次のとおりです。

(1) 再生資源の回収量が年間で 1 t 未満の場合

再生資源回収量 1 kg につき 5 円を乗じた額とし、上限を 5,000 円とします

(例) 500kg × 5 円 = 2,500 円

(2) 再生資源の回収量が年間で 1 t 以上の場合

再生資源回収量 1 kg につき 0.5 円を乗じた額に、10,000 円を加えた額とし、上限を 160,000 円とします

(例) 15,000kg (15 t) × 0.5 円 + 10,000 円 = 17,500 円

※奨励金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

リサイクルごみの持ち去りを防げる。

市民の方から苦情が寄せられている、リサイクルごみの『古紙・アルミ缶などの持ち去り』を、防ぐためにも集団回収を始めてください。



※ 契約している、集団回収業者以外の業者の持ち去りが見うけられます。ご注意ください。

地域のコミュニケーションとごみの減量のために、集団回収にご協力ください。

お問い合わせ：高槻市産業環境部 資源循環推進課

電話：669-1886

FAX：669-1961